

7月 移動式クレーン運転士に対する安全衛生教育 (社)日本クレーン協会兵庫支部 電話079-434-1611

労働安全衛生法第60条の二、第2項に基づく移動式クレーン運転士安全教育を下記により実施致します。

本教育は、厚生労働省の安全衛生教育指針に基づき、現に移動式クレーン運転業務に就いている者に対し実施する安全教育です。クレーン等の技術の進歩に対応した、新しい知識や情報等を教育します。本教育を修了された方には「移動式クレーン運転士安全衛生教育修了証」とゼネコン建設現場の入場に必要「クレーン安全協議会の教育受講証」の両方をお渡し致します。

開催日	令和2年7月21日(火) 午前9時～午後5時	
講習番号	第612-01回	
講習会場	(一社)日本クレーン協会兵庫支部 教習センター 〒675-0052 加古川市東神吉町出河原 441-1 電話 079-434-1611 FAX 079-434-1612	
申込先	(一社)日本クレーン協会兵庫支部 〒675-0052 加古川市東神吉町出河原 441-1 電話 079-434-1611 FAX 079-434-1612	
受講料	13,730円(税込、テキスト代込)	<p>駐車場有:加古川バイパス 加古川西ランプで降りて、バイパスの北側にある東向き側道を東(神戸)方向へ約2km弱。(正門は、側道に面す)</p> <p>神姫バス:JR加古川駅南口から、8時25分発、広尾東行、「出河原(でがら)」下車徒歩約1km(バス時刻表は変更有)</p> <p>タクシー:JR加古川駅北口から10数分(約千数百円)</p> <p>『出河原【でがら】のクレーン協会』と告げて下さい。</p> <p>徒歩:JR加古川駅北口から約30分 約1.9km (ホームページ参照) (入門は、側道に面した正門のみ)</p>
受講対象者	現に移動式クレーン運転業務に就いている者	
9:00～ ～17:00	<p>最近の移動式クレーン安全装置</p> <p>(1)構造と制御機構 (2)安全装置等 移動式クレーンの取扱いと保守管理</p> <p>(1)操作方法 (2)作業計画 (3)点検、整備</p> <p>(1)ヒューマンエラー対策 (2)災害事例検討 (3)関係法令</p>	<p>講習日の持参物 : ①本人確認書類(自動車運転免許証のコピー、健康保険証、または住民票など) ②受講票 ③写真(たて30mm、よこ24mm)1枚(6ヶ月以内撮影、スキャナのコピーや画質の不鮮明なもの不可) ④、筆記用具(鉛筆、ケンゴム) テキストは当日に会場配布。 昼食は弁当持参か近くにコンビニ、スーパー、うどん屋等あり。</p>
<p>申込は電話申込し、FAXまたは郵送で申込書送付後に、銀行振り込み払い。(インターネット申込みコンビニ支払いはありません)</p>		
<p>1)電話で申込みをお願いいたします。会社名(個人の方はお名前)電話番号・御担当者・人数をご連絡下さい。 電話: 079-434-1611</p> <p>2)電話申込み後、別添共通申込用紙に記入し、支部あてFAX、又は郵送して下さい。 FAX: 079-434-1612</p> <p>3)受講申込台帳を送付した後に、受講料を銀行振込して下さい。銀行振込は講習開始2週間前までに願います。 (銀行振り込み手数料はご負担下さい。)</p> <p>振込先(銀行名) 三井住友銀行 (支店名)神戸営業部 (口座) 普通 9448401 (名義) シヤニホンクレーンキョウカイヒョウゴシブ (一社)日本クレーン協会兵庫支部</p> <p>4)申込台帳等の当協会へ到着と銀行振込の両方が確認出来ましたら、クレーン協会から受講票等を送付します。</p> <p>5)教室内のみの授業です。服装自由。受講票と筆記用具等を持参して受講して下さい。</p>		

注意事項 ①銀行振込みのため、振込明細や払込票などをもって領収証に代えさせていただきます。
②申込書の送付と振込の両方が終了し、10日経過後、受講票等の到着の無い場合は、ご連絡下さい。
③納入された受講料は、原則として、返戻いたしません。但し、受講者の変更は可能です。ご連絡下さい。
(講習等はすべて日本語で実施します。通訳等の対応は致しません。)